

## 港北区災害ボランティア連絡会会則

### (目的及び設置)

第1条 港北区に設置される港北区災害ボランティアセンターの運営主体として、港北区災害ボランティア連絡会(以下「連絡会」という)を設置する。

### (事業)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)災害ボランティアコーディネーターの育成及び支援
- (2)災害ボランティアマニュアルの作成
- (3)災害ボランティアの啓発
- (4)災害時におけるボランティアの受け入れ、適正配置及び相談窓口

### (組織及び役員)

第3条 連絡会は、事業の趣旨に賛同する団体及び個人をもって組織する。

- 2 所定の登録用紙の提出をうけ定例会にて承認される。
- 3 連絡会に次の役員を置く。
  - (1)会長1名
  - (2)副会長2名
  - (3)監査2名
  - (4)会計2名
  - (5)書記2名
  - (6)広報2名
- 4 役員は、会員の協議によって決める。

### (会長の任期)

第4条 会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

### (役員の仕事)

第5条 会長は連絡会を代表し、その統括を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。
- 3 会計は連絡会の会費を管理し、会計事務を担当する。
- 4 書記は連絡会の事務を司り、議事録を作成する。
- 5 広報は区役所総務課と連絡をとり、事務局の運営を支援する。
- 6 会長は活動に伴う具体的な作業を行うため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、必要のつど開催するものとする。

2 連絡会の会議は、会長が招集し、議長を行う。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、港北区社会福祉協議会におき、広報担当役員1名と区社協の担当者1名の計2名で構成する。

(経費)

第8条 連絡会にかかる経費は、会費及び横浜市からの負担金をもってあてる。

2 会計年度は4月1日より3月末日とする。

(会員の登録)

第9条 会員の登録は単年度ごとに更新する。退会の申し出がない場合、継続して登録するものとする。なお、退会の申し出は別に定める様式を提出するものとする。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会で協議の上、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成10年11月26日から施行する。
- 2 この会則は、平成13年6月27日から施行する。
- 3 この会則は、平成15年11月17日から施行する。
- 4 この会則は、平成19年4月18日から施行する。
- 5 この会則は、平成20年4月16日から施行する。
- 6 この会則は、平成21年6月17日から施行する。
- 7 この会則は、平成23年10月19日から施行する。